

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

鹿児島国民年金 事案 758

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

昭和 62 年か 63 年の夏に、市の国民年金担当職員が自宅に来て、未納となっていた私の国民年金保険料をまとめて納付するように言われたので、私の母が、自分名義の定期預金を解約し、後日、自宅で市職員に未納分の保険料を全額納付してくれた。領収書は紛失してしまったが、確かに納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 62 年か 63 年の夏に、市の国民年金担当職員に申立期間の国民年金保険料を全額一括して納付したと述べているところ、申立期間当時は、現年度保険料は市区町村が、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が徴収することとされていた時期であり、納付した時期が 62 年の夏又は 63 年の夏のいずれであっても、当該時点では、申立期間は、過年度となるため、市に国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの期間及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から45年3月まで
② 昭和45年9月から48年3月まで

私は、結婚後は夫の実家で自営業をしていた。店が市役所の近くにあり、市役所の公用の仕事のほか、職員の私用の仕事もしていた。国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に納付していたが、市役所の近くで商売をしていたのに、国民年金保険料を納付しないはずはないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和45年12月14日に市に払い出され、46年1月28日付けで申立人に国民年金手帳が交付されていることが特殊台帳により確認でき、当該手帳交付時点では、申立期間①は、過年度保険料となり、集金人には納付できなかったものと考えられる上、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人と夫婦連番で手帳記号番号を払い出されたその夫も、申立期間①は未納となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間②のうち、昭和46年4月から48年3月までの2年分の国民年金保険料を国民年金法附則第18条に基づく特例納付により50年12月23日に納付していることが、市の国民年金被保険者名簿等により確認できるところ、申立人は、申立期間②直後の48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、当該特例納付により夫と同じ50年12月23日に納付していることが確認できるものの、申立期間②の保険料については、

市の国民年金被保険者名簿においても未納となっており、特例納付の記録は確認できないほか、その夫も、申立期間②のうち、特例納付期間を除く45年9月から46年3月までの国民年金保険料は未納となることが確認できるなど、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年5月までの国民年金保険料については、納付し、及び免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 5 月まで

私は、昭和 38 年 3 月に国民年金に加入し、国民年金保険料は、公民館で集金業務を行っていた婦人会に夫婦二人分を 5 回ほど納付した。その後は市役所で免除申請をしたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 3 月に国民年金に加入し、婦人会に夫婦二人分の国民年金保険料を 5 回ほど納付し、その後は、その夫とともに申請免除となっていたと述べているところ、その夫の国民年金手帳記号番号は、申立期間前の 35 年 10 月 1 日に市に払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号は、申立期間後の 40 年 6 月 23 日に市に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は過年度保険料となるため、申立人は、婦人会等の納付組織で国民年金保険料を納付することも、遡ってその夫と共に免除申請することもできなかったものと考えられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を知っている者として氏名を挙げた二人から当時の状況について聴取したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付及び免除に関する記憶が明確でない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、及び免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年4月までの期間及び3年3月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年4月まで
② 平成3年3月から4年3月まで

私は、短期大学を卒業後しばらくの間は無職で、国民年金保険料を納付していなかったが、就職後に納付しなければならないことを知り、父からお金を借りて、市役所の窓口で未納となっていた国民年金保険料を納付し、その後は意識して保険料を納付した。台風の被害に遭い、当時つけていた家計簿は捨ててしまったが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月25日に市に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点で市に納付することが可能な同年4月から同年10月までの国民年金保険料については、同年4月から同年6月までの3か月分をまとめて同年6月23日に現年度納付し、以降1か月分ずつ現年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間①及び②については、いずれも、当該払出し時点においては時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月31日から30年3月14日まで
私は、昭和30年に申立てに係る事業所を退職した際、脱退手当金について説明を受けておらず、何も受け取っていない。脱退手当金を請求した覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録があり、同備考欄には、「昭和30年3月迄の資格期間は脱退年金の支給に依り抹消す」との記載が確認できるほか、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私がA社に勤務していた申立期間について、昭和 39 年 6 月 12 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、当該事業所から脱退手当金をもらった記憶は無く、そのような制度が当時あることも知らなかった。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 6 月 12 日に支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 45 人のうち、申立人の資格喪失日である昭和 39 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者 3 人（申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、2 人は受給済みとなっているとともに、いずれの者も各々の資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されている上、これらの 2 人のうち、連絡の取れた 1 人が、「私はA社の退職時、同社から脱退手当金の説明を受けた後、受け取るか否か尋ねられた際に受け取りたい旨返答した。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づく事業主による代理請求の行われた可能性がある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 2 日から 36 年 7 月 8 日まで
② 昭和 36 年 7 月 8 日から 41 年 4 月 20 日まで

申立期間①及び②については、私が昭和 41 年 10 月 5 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、結婚のために申立期間②に係る A 社を退職後、すぐに帰郷しており、脱退手当金の支給当時は実家で家事手伝いをしていた。また、当該事業所から、脱退手当金を受け取った記憶も、脱退手当金制度に関する説明を受けた覚えも無い。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②における A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 10 月 5 日に支給決定されているとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に加え、申立期間①における B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにも、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 8 日から 32 年 9 月 21 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、昭和 32 年 11 月 24 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、親の看護で実家に帰ると言って退職した当該事業所から、脱退手当金を受け取ったことも、同制度に関する説明を受けたことなども無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和 32 年 11 月 24 日に支給決定されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、申立人に脱退手当金を支給している旨記載されている上、その「支給金額」欄にある支給額とオンライン記録上の金額が一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 人のうち、申立人の資格喪失日である昭和 32 年 9 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者 11 人（申立事業所のみ、又は当該事業所に加え関連事業所であるB社で2年以上勤務した者。申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、半数を超える 8 人は受給済みとなっている上、このうちの 6 人が各々の資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づく事業主による代理請求の行われた可能性がある。

さらに、申立人に脱退手当金が支給された時期は、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに著しい不自然さはいかたがう。

がえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 797 (事案 536 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は申立期間中、A社又はB社（現在は、C社）の店舗で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間については、私は見習い期間であったから、厚生年金保険に加入していなかったと思うが、私はいずれかの事業所で働いていたことは間違いないので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

今回新たに提出する資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が保管する預金通帳では、申立人が申立期間に当たる平成 4 年 4 月から同年 7 月までの間、A社から給与を受けていたことが確認できるが、オンライン記録では、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できないこと、ii) A社及びB社の事業を引き継いでいるとしたC社では、両申立事業所に係る当時の社会保険・給与関係書類を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答していること、iii) 申立人の住所地の役場が管理している記録では、申立人が申立期間をすべて含む昭和 63 年 8 月 1 日から平成 4 年 10 月 13 日までの間、国民健康保険の加入記録が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、新たな資料・情報が無いままに、従来の主張を繰り返すのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 28 日から 38 年 12 月 22 日まで
私は、脱退手当金制度について、老齢厚生年金の裁定請求をするまで知らなかったもので、請求した覚えは無い。申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月18日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月22日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者9人(申立人を含む。)の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている5人全員が資格喪失日から7か月以内に支給決定されていることが確認でき、そのうち1人は、資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が、いずれも申立人と同じ日となっていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に別の厚生年金保険適用事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間の記号番号とは別の番号となっており、脱退手当金を請求及び受給したために、その

後の記号番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年9月1日まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険のことはよく分からなかったが、事業主から「今は給料は少ないが、将来ためになるから。」と言われていたことを覚えている。退職後に失業保険は受給したが、脱退手当金は受給手続きをした覚えが無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が確認できるとともに、保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人に脱退手当金が支給決定された時期（昭和34年3月9日）は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年9月1日の前後2年以内（昭和30年9月から34年8月まで）に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者9人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に支給記録が確認できるほか、申立人の資格喪失日の1か月後に資格喪失した者が、申立人と同じ日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、その約1か月後の昭和34年4月3日に支給決定されている者も2人おり、そのうちの1人は、「脱退手当金を受け取ったことを覚えている。」と述べていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険手帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 21 日から 35 年 7 月 2 日まで
② 昭和 36 年 1 月 14 日から同年 11 月 30 日まで

私は、結婚のため申立ての事業所を退社したが、脱退手当金について説明を受けたことは無く、請求手続の方法も知らなかったため、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和37年5月1日に支給決定されていることが確認できるところ、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、当該事業所に申立人と同じ時期に在籍し、社会保険事務を担当していたとする元同僚が、「退職する者に対し、脱退手当金の説明を口頭で行い、受給を希望する従業員については、会社が代わって請求手続を行っていた。」と述べていることから、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にあり、申立事業所と同一の厚生年金保険手帳記号番号で管理されている被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該被保険者期間は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）の管轄事業所である上、2か月と短期間であり、申立人は、当該被保険者期間について、「アルバイトのつもりだった。厚生年金保険に加入していることは知らなかった。」と述べていることから、厚生年金保険被保険者期間であると認識していなかったために請求されなかったものと考えられ、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 3 月 12 日まで
② 昭和 50 年 2 月 14 日から 53 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 12 月 13 日から 58 年 3 月 21 日まで

申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、それぞれA社、B社、C社から受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

しかし、申立期間①における私が実際にもらっていた給与の手取額は約 20 万円、申立期間②における控除前の給与額は約 26 万円から約 30 万円、申立期間③における控除前の給与額は約 35 万円であったことを覚えている。

申立期間①、②及び③について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額の記録が、当時の手取額等と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、全申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

申立期間①については、A社は平成 10 年 6 月 3 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険料の控除状況等は不明と供述している。

申立期間②については、B社は平成 23 年 3 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、この当時の元事業主は、当時の賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、申立期間②における厚生年金保険料の控除状況等は不明と供述している。

申立期間③については、C社の名称変更後のD社では、当時の賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立期間①、②及び③について、各申立事業所に係る事業所別被保険者名簿において元同僚の標準報酬月額を確認したものの、申立人の標準報酬月額のみが元同僚の取扱いと異なり、著しく低額であるという事情は見当たらない上、全申立期間における申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致していることが確認できるのみであり、これらの標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月頃 から 45 年 9 月頃 まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所で正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げたA社における申立期間当時の社会保険事務担当者や元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は昭和 58 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が申立期間当時、同じ職種・勤務形態であったとして姓のみを挙げた元同僚に加え、別の職種であったとして姓のみを挙げた元同僚 2 人の計 3 人には、いずれも申立事業所に係る被保険者資格記録が確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた元同僚二人から聴取したところ、それぞれ「私は、申立事業所で 2 回勤務しているが、数か月ほどの在職だった 1 回目には厚生年金保険に加入していない。」「申立事業所における厚生年金保険の加入期間は、私の実際の在職期間より短い。」としている上、申立期間当時の別の元同僚の一人が、「申立事業所では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。私も入社から 3 か月ほ

どたって加入している。」旨供述していることを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員を勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立事業所において申立期間当時に勤務していた、申立人の元夫の被保険者原票では、その期間は明確でないものの、申立人が申立期間の途中から、この元夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できるとともに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。